

※この法令は廃止されています。

昭和十六年農林省令第八十号

都道府県農業共済保険審査会規程施行規則

道府県農業再保険審査会規程施行規則左ノ通

定ム
第一条 組合等（農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十二条第三項ノ組合等ヲ謂フ以下同ジ）ガ同法第二百三十一項第一項ノ規定ニ依リ都道府県農業共済保険審査会ノ審査ヲ受ケントスルトキハ農業共済組合ニ在リテハ其ノ理事共済事業ヲ行フ市町村（同法第八十五条の六第一項ノ共済事業ヲ行フ市町村ヲ謂フ以下同ジ）ニ在リテハ其ノ長ハ左ノ事項ヲ記載シタル審査申立書ニ記名捺印シ証拠書類アルトキハ之ヲ添へ組合等ノ区域（農業共済組合ニ在リテハ其ノ区域、共済事業ヲ行フ市町村ニ在リテハ其ノ共済事業ノ実施区域ヲ謂フ）ヲ管轄スル審査会ニ提出スベシ

第二条 削除

第三条 削除

第四条 削除

第五条

第六条

第七条

第八条

第九条

第十条

第十二条

第十四条

第十五条

第十六条

第十七条

第十八条

第十九条

第二十条

第二十一条

第二十二条

第二十三条

第二十四条

第二十五条

第二十六条

第二十七条

第二十八条

第二十九条

第三十条

第三十一条

第三十二条

第三十三条

第三十四条

第三十五条

第三十六条

第三十七条

第三十八条

第三十九条

第四十条

第四十一条

第四十二条

第四十三条

第四十四条

第四十五条

第四十六条

第四十七条

第四十八条

第四十九条

第五十条

第五十一条

第五十二条

第五十三条

第五十四条

第五十五条

第五十六条

第五十七条

第五十八条

第五十九条

第六十条

第六十一条

第六十二条

第六十三条

第六十四条

第六十五条

第六十六条

第六十七条

第六十八条

第六十九条

第七十条

第七十一条

第七十二条

第七十三条

第七十四条

第七十五条

第七十六条

第七十七条

第七十八条

第七十九条

第八十条

第八十一条

第八十二条

第八十三条

第八十四条

第八十五条

第八十六条

第八十七条

第八十八条

第八十九条

第九十条

第九十一条

第九十二条

第九十三条

第九十四条

第九十五条

第九十六条

第九十七条

第九十八条

第九十九条

第一百条

第一百零一条

第一百零二条

第一百零三条

第一百零四条

第一百零五条

第一百零六条

第一百零七条

第一百零八条

第一百零九条

第一百一十条

第一百一十一条

第一百一十二条

第一百一十三条

第一百一十四条

第一百一十五条

第一百一十六条

第一百一十七条

第一百一十八条

第一百一十九条

第一百二十条

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（施行期日）
第二十条 審査会ノ裁決ヲ経タル事件ニ付テハ審査ノ申立ノ手続ガ第一条ノ規定ニ違反スルニ因リ却下セラレタル場合ヲ除クノ外更ニ審査ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第十一条 審査ヲ申立テタル農業共済組合ガ合併ニ因リテ解散シタルトキハ合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ設立シタル組合ニ於テ其ノ審査ノ申立ヲ受継グモノトス

第十二条 本規則ニ規定スルモノノ外審査会ニ関シ必要ナル事項ハ審査会之ヲ定ム

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 （昭和二四年七月一日農林省令第附則）

附 則 （昭和二三年二月二七日農林省令第五四号）

附 則 （昭和二三年一月一日農林省令第九五号）抄

附 則 （昭和二三年一月一日農林省令第四七号）

附 則 （昭和二三年一月一日農林省令第六号）

附 則 （昭和二四年六月二一日農林省令第五四号）

附 則 （昭和二四年六月二一日農林省令第五五号）

附 則 （昭和二四年六月二一日農林省令第五六号）

附 則 （昭和二四年六月二一日農林省令第五七号）

附 則 （昭和二四年六月二一日農林省令第五八号）

附 則 （昭和二四年六月二一日農林省令第五九号）

附 則 （昭和二四年六月二一日農林省令第五九号）